

別添

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現 行
別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 (通則) 1 (略) (交付の目的) 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (略) (1)、(2) (略) (3) 地域福祉増進事業 実施要綱の別添3から16及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日厚生省社援発164号厚生事務次官通知。<u>以下「介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱」という。</u>)及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知)のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくり	別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 (通則) 1 (略) (交付の目的) 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (略) (1)、(2) (略) (3) 地域福祉増進事業 実施要綱の別添3から16及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日発社援第164号厚生事務次官通知。及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知)のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備

の支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

(4) (略)

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。

(略)

(1)、(2) (略)

(3) 地域福祉増進事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（市区町村については、地域福祉等推進特別支援事業のうち、「地域福祉活動等を活性化する事業」を除く。）が行う事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱第2の(1)に規定する都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業（以下「介護福祉士等修学資金貸付事業（都道府県実施分）」という。）については、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (略)

イ 社会福祉協議会等（社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、NPO法人、厚生労働大臣が適当と認める団体をいう。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助す

する事業。

(4) (略)

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。

(略)

(1)、(2) (略)

(3) 地域福祉増進事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（市区町村については、地域福祉等推進特別支援事業のうち、「地域福祉活動等を活性化する事業」を除く。）が行う事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、介護福祉士等修学資金貸付事業については、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (略)

イ 社会福祉協議会等（社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、NPO法人、厚生労働大臣が適当と認める団体をいう。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助す

る事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱第2の(2)に規定する都道府県が適当と認める団体が行う介護福祉士等修学資金貸付事業(以下「介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)」という。)については、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ、エ (略)

(4) (略)

(交付額の下限)

5 (略)

(補助金の概算払)

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

る事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ、エ (略)

(4) (略)

(交付額の下限)

5 (略)

(補助金の概算払)

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ただし、介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)については、事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。

(2) ~ (8) (略)

(9) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業(都道府県実施分)を中止又は廃止した場合には、厚生労働大臣の定めるところにより返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還させることがある。

(10) ~ (23) (略)

(24) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の貸付計画等を厚生労働大臣に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。

(25) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)について間接補助金を交付する場合には、都道府県が適当と認める団体に対し、(1)から(6)まで、(8)から(10)まで、及び(24)に掲げる条件並びに、「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。

この場合において、(1)から(3)、(5)、(8)、(9)及び(24)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4)中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」と、(9)中、「(都道府県実

(1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) ~ (8) (略)

(9) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業を中止又は廃止した場合には、厚生労働大臣の定めるところにより返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還させることがある。

(10) ~ (23) (略)

施分)」とあるのは「(団体実施分)」と、「返還金の2分の1」とあるのは「返還金及び中止又は廃止する時点における貸付原資等の残余额の4分の3に相当する額」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(9)及び(24)中「都道府県」とあるのは「都道府県が適当と認める団体」と、(10)中、「未貸付金」とあるのは「未貸付金及び事務の運営費」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(24)中「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ただし、介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)については、別紙様式4による申請書類を添えて、平成24年12月20日までに厚生労働省に提出して行うものとする。

(2)～(3) (略)

(変更申請手続)

9 (略)

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2)～(3) (略)

(変更申請手続)

9 (略)

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)及び(2)並びに9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

ただし、介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)については、交付申請書が到達した後、速やかに交付の決定(決定の変更を含む。)を行うこととする。

(交付決定の通知)

11 (略)

(実績報告)

12 (略)

(補助金の額の確定の通知)

13 (略)

(補助金の返還)

14 (略)

(その他)

15 (略)

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)及び(2)並びに9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

11 (略)

(実績報告)

12 (略)

(補助金の額の確定の通知)

13 (略)

(補助金の返還)

14 (略)

(その他)

15 (略)

別表

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対象経費	5 補助率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	自立支援プログラム策定実施推進事業 (日常・社会生活及び就労自立総合支援事業(自立支援におけるトランポリン機能の強化)を除く)	(略)	(略)	(略)
	日常・社会生活及び就労自立総合支援事業 (自立支援におけるトランポリン機能の強化)	(略)	(略)	(略)
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業を除く)	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)	(略)	(略)	(略)
3 地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○ (略) ○ (略) ○ 都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業(都道府県実施)の実施に必要な次に掲げる経費貸付金(貸付額から前年度の当該修学資金の返還金	1/2 〔外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業について は10/10〕

別表

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対象経費	5 補助率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	自立支援プログラム策定実施推進事業 (日常・社会生活及び就労自立総合支援事業(自立支援におけるトランポリン機能の強化)を除く)	(略)	(略)	(略)
	日常・社会生活及び就労自立総合支援事業 (自立支援におけるトランポリン機能の強化)	(略)	(略)	(略)
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業を除く)	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)	(略)	(略)	(略)
3 地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○ (略) ○ (略) ○ 都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に必要な次に掲げる経費貸付金(貸付額から前年度の当該修学資金の返還金に相当する額を控除した	1/2 〔外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業について は10/10〕

		に相当する額を控除した額)、委託料(当該事業の財源として、都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して委託する額)	(直接補助)
		○(略)	
		○(略)	
		○(略)	
		○(略)	
		○(略)	
		○(略)	
		○介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)の財源として都道府県が適当と認める団体に対して補助する次に掲げる経費 (1)介護福祉士等修学資金の貸付原資として交付する額 (2)貸付事務費 給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費	3/4 (間接補助)
地域福祉支援事業	(略)	○(略) ○(略) ○(略)	(略)
地域福祉等推進特別支援事業	(略)	○(略)	(略)
		○(略)	(略)
		○(略)	(略)
安心生活創造事業	(略)	○(略)	(略)

		額)、委託料(当該事業の財源として、都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して委託する額)	(直接補助)
		○(略)	
		○(略)	
		○(略)	
		○(略)	
		○(略)	
		○(略)	
		○(略)	
地域福祉支援事業	(略)	○(略) ○(略) ○(略)	(略)
地域福祉等推進特別支援事業	(略)	○(略)	(略)
		○(略)	(略)
		○(略)	(略)
安心生活創造事業	(略)	○(略)	(略)

	ひきこもり対策推進事業	(略)	○ (略)	(略)
	地域生活定着促進事業	(略)	○ (略)	(略)
4 中国残留邦人等 地域生活支援事業	中国残留邦人等 地域生活支援事業	(略)	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略)	(略)

	ひきこもり対策推進事業	(略)	○ (略)	(略)
	地域生活定着促進事業	(略)	○ (略)	(略)
4 中国残留邦人等 地域生活支援事業	中国残留邦人等 地域生活支援事業	(略)	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略)	(略)

(別紙 1-1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査

都道府県
指定都市
中核市名

(單位：元)

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(注) 1 第1項には、I類とII類とを比較していずれか一方の類を記載すること。
2 第1項からは、I類にはI類の類に、J類にはJ類の類にそれぞれ別の例示を記すこと。また、①から④については、I類にはI類とJ類とを比較して少ない類を記載すること。
3 「自立支援プログラム策定実施指導事項」及び「生活困窮世帯生活支援指導事項」の各第1項には、市長が協定等を得て設置する市庁舎を念入りに記すこと。
④ ②③のA第4から第5項は、形勢の「ホームページネット文書対策事業費実費助金所収額割当（地域経済促進事業費）」に就いて記載すること。
5 I類に市庁舎の増築が生じた場合は列挙すること。

《別紙1》

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

鄧遼府縣
相連郡市
中核市函

(单位: 元)

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(32) 1. 序例には、(1)圖と(2)圖とを比較していずれか少ない方の語を記載すること。
2. (1)から(12)については1圖には(2)の語を、(2)には(1)の語にそれぞれの特許番号を添えて得た語を記載すること。また、(1)から(17)については、1圖には(2)の語とを比較して少ない語を記載すること。
3. 「自立支援プログラム開発促進推進事業」及び「生活保護第三者機関推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所を記載する可付分を含めないこと。
4. (7)の(6)の欄の「例」は、別添の「セブテックネット支援推進事業費補助金所収額調書(第3版検証推進集分)」に併せて記載すること。
5. 欄に平均点満額の増減が生じた場合は切り捨てること。

(別紙1-2)

平成 24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書
介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)

都道府県名

1 都道府県総表

区分種目				対象経費の 支出予定額	基礎額	選定額	都道府県補助 基準額	都道府県補助予定 額	国家補助 基準額	国家補助 所定額
				A	B	C	D	E	F	G
関 連 補 助	地域福祉 増進事業	地域福祉 基盤整備事業	介護福祉士等修学資金 貸付事業(団体実施分)							
	合計									

(注 1 C欄には、A欄とB欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 F欄にはC欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載すること。

3 G欄は、F欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。

4 G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別添 (略)

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書市区町村別内訳表 (略)

3 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	—	別添1のとおり
	地域福祉支援事業	—	別添2のとおり
	地域福祉等推進 特別支援事業	—	別添3のとおり
	安心生活創造事業	—	別添4のとおり

※ 地域福祉基盤整備事業費については「介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)」を除く。

別添 (略)

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書市区町村別内訳表 (略)

3 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	—	別添1のとおり
	地域福祉支援事業	—	別添2のとおり
	地域福祉等推進 特別支援事業	—	別添3のとおり
	安心生活創造事業	—	別添4のとおり

(都道府県名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業 介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分)	—	別添５のとおり

別添１～４ (略)

別添１～４ (略)

实施主体	
------	--

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

別添5-2

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)
(支出予定額内訳表)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・経償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合 計		

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)

(都道府県名)

研 修 実 施 計 画 図	開始予定 年月日	終了予定 年月日	研修事業 実施団体	研修受講 予定者数	実施場所	備 考
基 本 研 修						
	合 計 ①			名		
実 地 研 修						
	合 計 ②			名		
研 修 の 実 施 内 容 等	予定講師数	医師： 名 保健師： 名	看護師： 名 その他： 名	助産師： 名 (合計： 名)		
	事業内容					
	予定講師数	医師： 名 保健師： 名	看護師： 名 その他： 名	助産師： 名 (合計： 名)		
	事業内容					

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

別添5-4

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)
(支出予定額内訳表)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・備用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合 計		

別添5-5

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(研修関連事業)

(都道府県名)

1 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

委員会名称			
構成員	所属及び職種	人数	備考(役割等)
事業名称	取組内容	作成成果物等	

(注)複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

2 指導者育成事業

実施主体			
時間数			
使用備品等			
実施内容			
実施回数	回	受講者数	1回あたりの受講者: 名 合計: 名

(注)「実施主体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

3 その他

事業名	
事業目的	
事業計画	

(注)複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

別添5-6

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(研修関連事業)
(支出予定額内取崩)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
1 研修実施委員会関係 ・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・船保費 ・需用費 ・役員費 ・薬膳料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
2 指導者育成事業関係		
3 その他の事業関係		
合 計		

(注)「(3)その他の事業」について複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)

(都道府県名)

研 修 実 施 計 画	基 本 研 修	開始予定 年 月 日	終了予定 年 月 日	研修事業 実施団体	研修受講 予定者数	実施場所	備 考
		合 計 ①			名		
実 地 研 修							
		合 計 ②			名		
研 修 の 実 施 内 容 等	基 本 研 修	予定講師数	医師: 名 保健師: 名	看護師: 名 その他: 名	助産師: 名 (合計: 名)		
		事業内容					
実 地 研 修	予定講師数	医師: 名 保健師: 名	看護師: 名 その他: 名	助産師: 名 (合計: 名)			
	事業内容						

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

別添6-2

事 業 計 画 書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)

(支出予定額内訳書)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・常用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合 計		

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)

(都道府県名)

研 修 実 施 計 画	基 本 研 修	開始予定 年 月 日	終了予定 年 月 日	研修事業 実施団体	研修受講 予定者数	実施場所	備 考
		合 計 ①			名		
実 地 研 修							
		合 計 ②			名		
研 修 の 実 施 内 容 等	基 本 研 修	予定講師数	医師: 名 保健師: 名	看護師: 名 その他: 名	助産師: 名 (合計: 名)		
		事業内容					
	実 地 研 修	予定講師数	医師: 名 保健師: 名	看護師: 名 その他: 名	助産師: 名 (合計: 名)		
		事業内容					

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

別添0-4

事業計画書

都道府県戦略吸引等研修事業(第三号研修)

(支出予定額内訳書)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	概算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報酬費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・商品購入費		
合 計		

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(研修関連事業)

(都道府県名)

1 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

委員会名称			
構成員	所属及び職種	人数	備考(役割等)
事業名称	取組内容	作成成果物等	

(注)複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

2 指導者育成事業

実施主体			
時間数			
使用備品等			
実施内容			
実施回数	回	受講者数	1回あたりの受講者: 名 合計: 名

(注)「実施主体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

3 その他

事業名	
事業目的	
事業計画	

(注)複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

事業計画書

都道府県障害吸引等研修事業(研修関連事業)
(支出予定額内訳明)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
1 研修実施委員会関係 ・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・贈品購入費		
2 指導者育成事業関係		
3 その他の事業関係		
合 計		

(注)「(3)その他の事業」について複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

(別紙1-2)

平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書
介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)

都道府県名

1 都道府県総表

区分種目				対象団体の 支出総額	基準額	決定額	都道府県 補助金額	都道府県 補助金	国庫補助 金	国庫補助 金	国庫補助 金	国庫補助 金	国庫補助 金
				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
国 庫 補 助	地域福祉 推進事業	地域福祉 推進事業	介護福祉士等修学資金 貸付事業(団体実施分)										
	合計												

(注1 C欄には、A欄とB欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 F欄にはC欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
3 G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別添 (略)

別添 (略)

(3) 地域福祉増進事業

ア 地域福祉基盤整備事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

3 介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)を除く。

(3) 地域福祉増進事業

ア 地域福祉基盤整備事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

イ～カ (略)

キ 地域福祉基盤整備事業

介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分)

都道府県名

(単位:円)

事業名	支出済額内訳	
	科 目	支出済額
介護福祉士等 修学資金貸付事業 (団体実施分)		
	計	

(注) 支出済額の合計金額と別紙1～2のA (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。

(4) (略)

(別紙2)

(1) 地域福祉増進事業実績報告書 ア～カ (略)

キ 地域福祉基盤整備事業

介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分)

都道府県名

事業名	補助先	受入年月日	受入額	備考
介護福祉士等 修学資金貸付事業 (団体実施分)				

(別紙2)(2)～(7) (略)

イ～カ (略)

(4) (略)

(別紙2)

(1) 地域福祉増進事業実績報告書 ア～カ (略)

(別紙2)(2)～(7) (略)

イ～カ (略)

キ 地域福祉基盤整備事業

介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分)

都道府県名

(単位: 円)

事業名	支出済額内訳	
	科 目	支出済額
介護福祉士等 修学資金貸付事業 (団体実施分)		
	計	

(注) 支出済額の合計金額と別紙1～2のA (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。

(4) (略)

(別紙2)

(1) 地域福祉増進事業実績報告書 ア～カ (略)

キ 地域福祉基盤整備事業

介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分)

都道府県名

事業名	補助先	受入年月日	受入額	備考
介護福祉士等 修学資金貸付事業 (団体実施分)				

(別紙2)(2)～(8) (略)

(別紙3) (略)

様式11～13 (略)

イ～カ (略)

(4) (略)

(別紙2)

(1) 地域福祉増進事業実績報告書 ア～カ (略)

(別紙2)(2)～(8) (略)

(別紙3) (略)

様式11～13 (略)

